

媒介業務協定の概要について

一般競争入札の結果、入札者及び落札者のなかった県有物件の売り払い促進を図るため、宅地建物取引業法に基づき免許を受けている宅地建物取引業者による媒介を活用して、適正かつ円滑な処理を図ることを目的に、佐賀県（以下「県」という。）と公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会様（以下「県宅建協会」という。）とで、平成19年3月16日付けで「媒介業務協定」を締結しています。

1 会員様が行う媒介協定事務の概要

- ① 購入希望者に対する対象物件の県が定める契約条件及び法律に基づく制限等の情報提供
 - ② 購入希望者に対する対象物件の現地案内
 - ③ 県への「県有地購入申込書兼見積書」の提出指導及び県に対する「媒介申込書」の提出
 - ④ 県から「見積決定通知書」の交付を受けた見積決定者（購入希望者）が行う県への「土地（、建物）売買契約書（案）」の提出、売買代金の納付及び所有権移転登記事務等の指導
- ※県宅建協会は上記について、会員様へ指導を行う旨協定を締結しています。

2 媒介手数料

「県有地購入申込書兼見積書」とともに「媒介申込書」が提出された物件について、県と見積決定者との間に売買契約が成立した場合、売買代金の3.0%に相当する額に消費税及び地方消費税額を加えた額を媒介手数料としてお支払いします。

3 留意事項

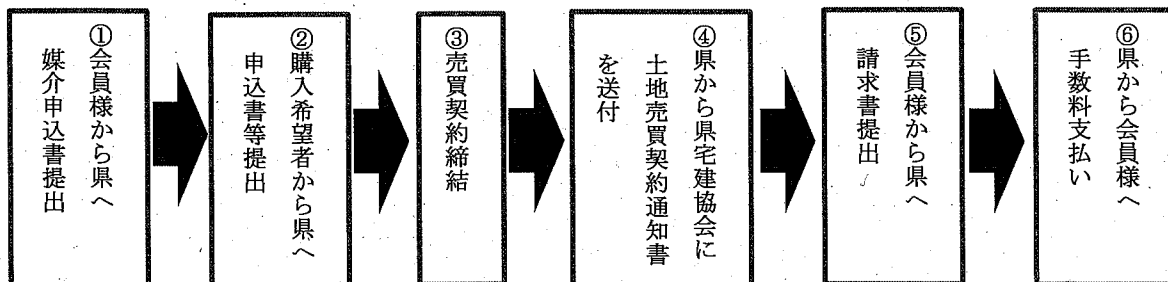
- ① 「媒介申込書」は、対象物件の「県有地購入申込書兼見積書」が提出されるまでに提出してください。
- ② 1の④について、見積決定者との実際のやり取りは県で行いますので、会員様は、見積決定者に対する説明についてご協力をお願いいたします。

4 対象物件及び対象期間（申込期間）

別紙「媒介業務協定に基づく佐賀県有地の随時売り払い物件」をご確認ください。

5 媒介手数料支払いまでの流れ

※簡略化して記載していますので、実際の手続きは下記連絡先まで問い合わせください。



6 問い合わせ先

佐賀県総務部資産活用課 資産戦略・利活用担当（〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）
（電話番号：0952-25-7197 メール：shisankatsuyou@pref.saga.lg.jp）